

旭川ダム再生事業の概要

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所

令和8年5月15日



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau



流域治水

●旭川水系における主な洪水被害は、既往最大洪水である昭和9年9月洪水(室戸台風)のほか、昭和20年9月洪水(枕崎台風)、昭和47年7月豪雨、近年では平成10年10月洪水(台風第10号)、平成23年9月洪水(台風第12号)、平成30年7月豪雨などの出水において浸水被害が発生。

<p>明治25年7月洪水(台風) 死者3名,流潰家屋2,728戸,浸水家屋18,183戸</p> <p>明治26年10月洪水(暴風雨) 死者120名,流潰・浸水家屋 27,315戸</p>
<p>大正15年 旭川直轄改修工事着手 計画高水流量:5,000m³/s(基準地点下牧)【旭川3,300m³/s、百間川1,000m³/s、遊水池700m³/s】</p>
<p>昭和9年9月洪水(室戸台風) 基準地点下牧:7,600m³/s 死者60名,流潰家屋2,929戸,浸水家屋35,214戸</p>
<p>昭和9年 計画高水流量改定 計画高水流量:6,000m³/s(基準地点下牧)【旭川3,500m³/s、百間川2,000m³/s、遊水池500m³/s】</p>
<p>昭和20年9月洪水(枕崎台風) 基準地点下牧:4,800m³/s 死者・行方不明者不明,流失家屋77戸,浸水家屋2,110戸</p>
<p>昭和23年 流量配分の改定 【旭川4,500m³/s、百間川1,000m³/s、遊水池500m³/s】</p>
<p>昭和28年 計画高水流量改定 基本高水のピーク流量:6,000m³/s(基準地点下牧) 計画高水流量:5,000m³/s(基準地点下牧)【旭川3,800m³/s、百間川1,000m³/s、遊水池200m³/s】</p>
<p>昭和29年、昭和30年 旭川ダム・湯原ダム完成</p>
<p>昭和36年 流量配分の改定 【旭川:3,800m³/s 百間川:1,200m³/s】</p>
<p>昭和41年3月 工事実施基本計画の策定 基本高水のピーク流量:6,000m³/s(基準地点下牧) 計画高水流量:5,000m³/s(基準地点下牧)【旭川:3,800m³/s 百間川:1,200m³/s】</p>
<p>昭和47年7月(梅雨前線) 基準地点下牧:4,610m³/s 死者・行方不明者4名,流失家屋25戸,床上浸水1,225戸,床下浸水3,084戸</p>
<p>平成4年 工事実施基本計画の改定 基本高水のピーク流量:8,000m³/s(基準地点下牧) 計画高水流量:6,000m³/s(基準地点下牧)【旭川:4,000m³/s 百間川:2,000m³/s】</p>
<p>平成10年10月(台風第10号) 基準地点下牧:4,310m³/s 死者・行方不明者3名 床上浸水358戸,床下浸水615戸</p>
<p>平成20年1月 河川整備基本方針策定 基本高水のピーク流量:8,000m³/s(基準地点下牧) 計画高水流量:6,000m³/s(基準地点下牧)【旭川:4,000m³/s 百間川:2,000m³/s】</p>
<p>平成23年9月(台風第12号) 基準地点下牧:3,140m³/s、床上浸水77戸,床下浸水339戸</p>
<p>平成25年3月 河川整備計画策定 目標流量:4,800m³/s(基準地点下牧)、河道配分:4,700m³/s(基準地点下牧)</p>
<p>平成30年7月(梅雨前線) 基準地点下牧:4,150m³/s*1、床上浸水1,697戸,床下浸水702戸</p>
<p>令和元年6月 河川整備計画(変更)策定 目標流量:6,500m³/s(基準地点下牧)、河道配分:5,000m³/s(基準地点下牧)</p>
<p>令和6年3月 河川整備基本方針(変更)策定 基本高水のピーク流量:9,400m³/s(基準地点下牧) 計画高水流量:6,600m³/s(基準地点下牧)【旭川:4,000m³/s 百間川:2,600m³/s】</p>
<p>令和7年7月 河川整備計画(変更)策定 目標流量:6,900m³/s(基準地点下牧)、河道配分:5,000m³/s(基準地点下牧)</p>

注)被害状況は旭川水害史、水害統計による(水系内の集計値)。 ※ □は計画の変更経緯を示している。
*1:氾濫解析結果からの再現流量 ※[]書きは計画高水流量の流量配分を示している。

昭和9年9月洪水



岡山市松浦氏提供

昭和47年7月豪雨



旭川

平成10年10月洪水



百間川

平成30年7月豪雨



平成30年7月豪雨(県管理区間)



みつくにがはら

堤防決壊状況(県管理区間:岡山市北区御津国ヶ原)

はらおしま さわだ
内水氾濫状況(大臣管理区間:岡山市南区原尾島・沢田)



たまがし

岡山市内(玉柏地区:裏法崩れ)

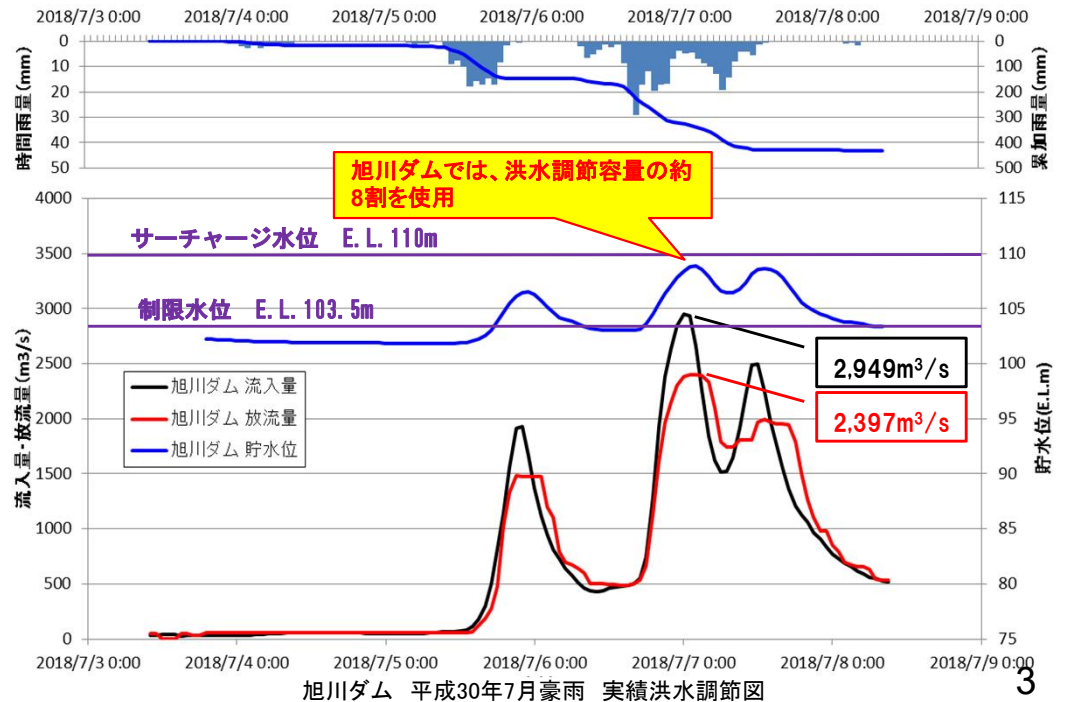
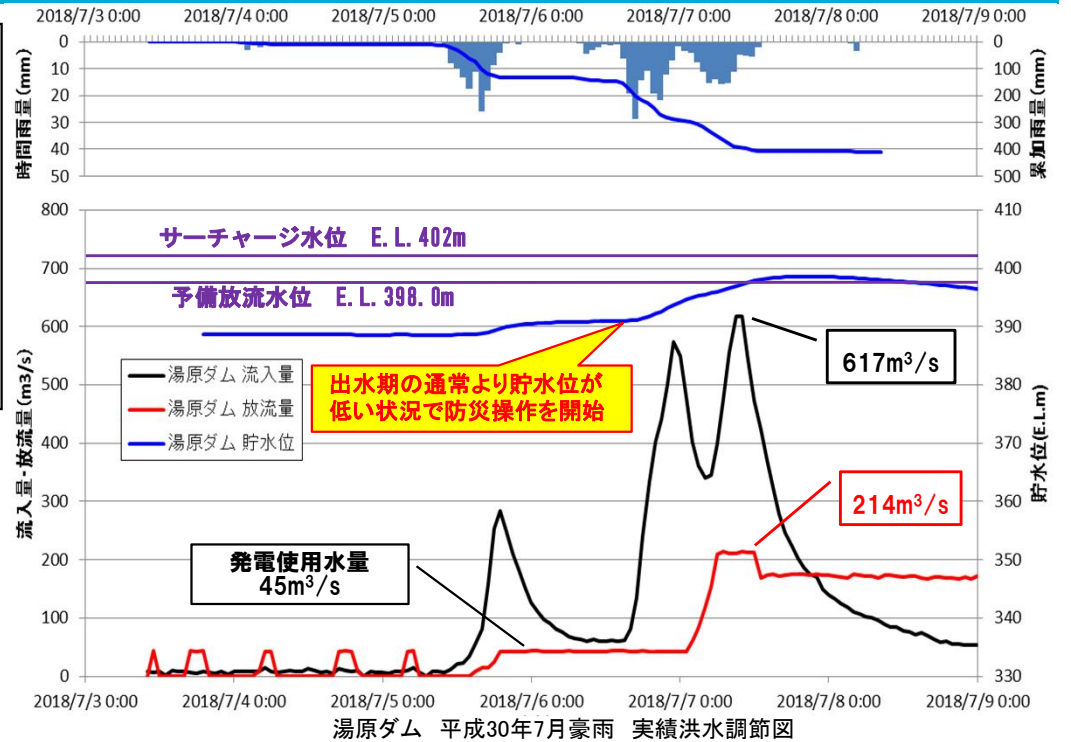
事業の緊急度

- 平成30年7月豪雨では、湯原ダムと旭川ダムにおいては防災操作を実施したものの、岡山県管理区間(岡山市御津国ヶ原地区)では堤防の決壊等による浸水被害、岡山市街地で内水氾濫による浸水被害が発生した。
- この時、湯原ダムは出水期の通常より貯水位が低い状況での防災操作であった。一方、旭川ダムは長時間にわたる降雨により、洪水調節容量の8割近くを使用した。
- 今後、同規模の降雨が発生し、旭川ダムが異常洪水時防災操作に移行した場合、岡山市街地にも甚大な被害が発生するおそれがある。



平成30年7月豪雨 浸水被害状況図

注)岡山市内(旭川流域以外を含む)の浸水戸数であるため、P.4の平成30年7月豪雨の浸水戸数(水系全体)と異なる。



旭川ダム再生事業の計画

事業概要

事業箇所

旭川ダム再生 : 岡山県 岡山市 (左岸)
: 岡山県 加賀郡吉備中央町 (右岸)

目的

洪水調節機能の向上 (旭川の洪水被害軽減)

事業内容

既設旭川ダム貯水池を最大限活用する旭川ダム再生を実施し、洪水調節容量を新たに2,000千 m^3 を増加させ25,000千 m^3 の洪水調節容量を確保するとともに、旭川水系治水協定に基づく事前放流により利水容量の一部を活用することで洪水調節機能の向上を図る

総事業費 : 約1,100億円

事業期間 : 令和22年度 (2040年度) 完了予定

諸元 (旭川ダム再生)

形式 : 重力式コンクリートダム
ダム高 : 約48m
総貯水容量 : 約59百万 m^3
湛水面積 : 約4.3 km^2



事業概要図

旭川ダム (現行)

旭川ダム (再生後)



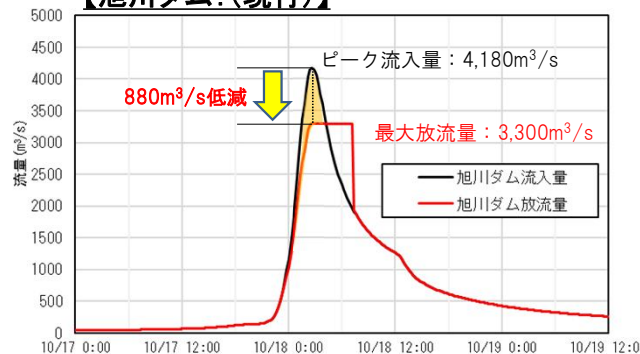
貯水池容量配分図

経緯

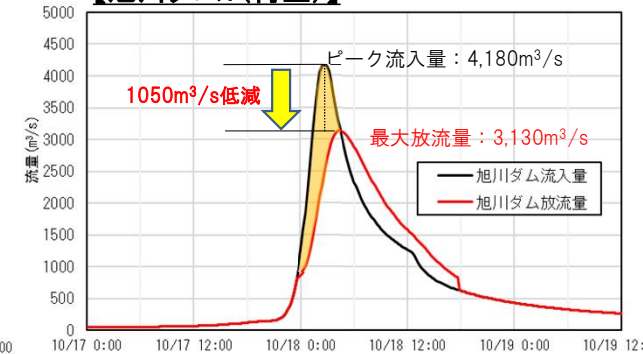
月日	内容
令和元年6月	旭川水系河川整備計画【変更】策定 目標流量: 6,500 m^3/s 、河道配分流量: 5,000 m^3/s ※
令和6年3月	旭川水系河川整備基本方針【変更】策定 基本高水のピーク流量: 9,400 m^3/s 、計画高水流量(河道配分流量): 6,600 m^3/s ※
令和7年7月	旭川水系河川整備計画【変更】策定 目標流量: 6,900 m^3/s 、河道配分流量: 5,000 m^3/s ※

※基準地点下牧の通過流量

【旭川ダム:(現行)】



【旭川ダム:(再生)】



旭川ダム地点: 洪水調節図 (平成10年10月型洪水_降雨1.1倍)

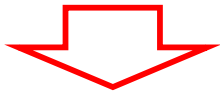
- 現旭川ダムの貯水池面積は約421ha。旭川ダム再生事業により、約10ha増加するが、環境影響評価法の規模要件に該当しない。
- 岡山県環境影響評価等に関する条例、岡山市環境影響評価条例の規模要件にも該当しない。
- 旭川ダム再生事業では、「ダム再生ガイドライン」に基づき自主的な環境影響評価を実施する。

法もしくは条例アセスに該当する事業規模

※法に基づく事業種類の適用要件(令和2年2月12日付け 環境省協議による取扱)

- ・ダムの高上げ等による貯水面積が増加するダム再生事業では、貯水面積の大幅な増加に伴う環境影響の著しい増加が想定されない。
- ・よって、環境影響評価法に基づく環境影響評価は、環境影響評価法施行令 別表第一 の ニト に示される「堰の改築事業」の要件を準用。

法又は条例	規模要件
環境影響評価法	<p>【第1種事業】 貯水面積が100ha以上かつ、 増加する貯水面積50ha以上</p> <p>【第2種事業】 貯水面積が75ha以上かつ、 増加する貯水面積37.5ha以上</p>
岡山県環境影響評価等に関する条例	貯水面積50ha以上のダム新築
岡山市環境影響評価条例 (C地域)	湛水面積25ha以上かつ 湛水面積12.5ha以上の増加 ※堰の改築の要件を準用

事業名	事業規模
旭川ダム再生事業	<p>【貯水池面積(現状)】 ・421ha</p>  <p>【増加する貯水池面積】 ・約10ha</p>

ダム再生ガイドライン

Ⅲ-1-2 環境影響評価

ダム再生事業の実施に当たっては、必要に応じて環境影響評価法に基づく手続きを実施する。

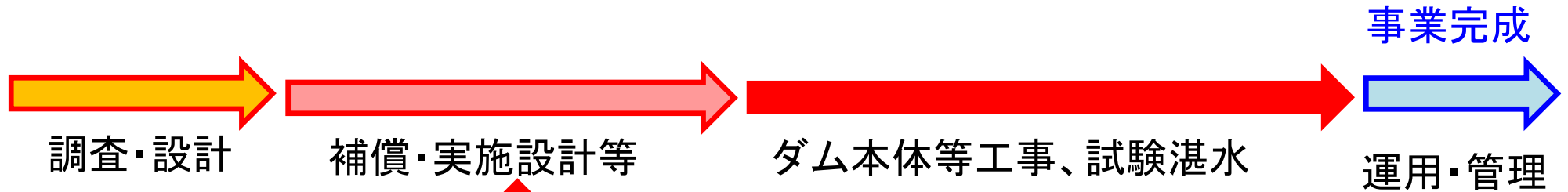
なお、法手続きの要否に関わらず、貯水池周辺や下流河川等に対する環境影響について十分な調査検討を行い、事業実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減しているか、その他の環境の保全についての配慮が適切になされているか等について検討を行う。

出典:「ダム再生ガイドライン」
(平成30年3月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課
流水管理室 治水課 事業監理室),p10

旭川ダム再生事業の流れ

- 旭川ダム再生事業では、環境影響評価法の技術的内容に準じた調査・影響予測を行う。
- 環境への影響を出来る限り回避又は低減するため、環境影響予測を踏まえた環境保全措置の検討及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を図ることとする。

<事業の流れ>



<環境への取組み>

